

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業

落札者決定基準

平成 22 年 8 月 20 日 改訂版

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

第1	審査の概要.....	1
1	落札者決定基準の位置づけ.....	1
2	審査方法の概要.....	1
3	審査委員会の設置.....	1
4	審査の視点.....	1
5	審査全体の流れ.....	2
第2	第一次審査.....	3
1	第一次審査の流れ.....	3
2	第一次審査の内容.....	4
第3	第二次審査.....	5
1	第二次審査の流れ.....	5
2	第二次審査の内容.....	6
3	提案内容の位置づけ.....	7
4	提案内容評価に関する基本的考え方.....	7
5	総合評価の概要.....	11

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「本書」という。）は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業（以下「本事業」という。）の落札者を決定するにあたり、最も優れた提案者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）に交付する入札説明書等と一体のものとして扱う。

2 審査方法の概要

本事業を実施する事業者には、PFI手法や施設整備・維持管理、研究支援に係る専門的な知識や技術、ノウハウが求められる。このため、落札者の決定にあたっては、提案内容及び入札価格の総合的な評価結果によって決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は入札参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査（競争参加資格確認審査）」と、第一次審査を通過した入札参加者の提案内容等を審査する「第二次審査（提案内容審査）」の2段階に分けて実施するものとする。

なお、第一次審査は、入札に参加できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

3 審査委員会の設置

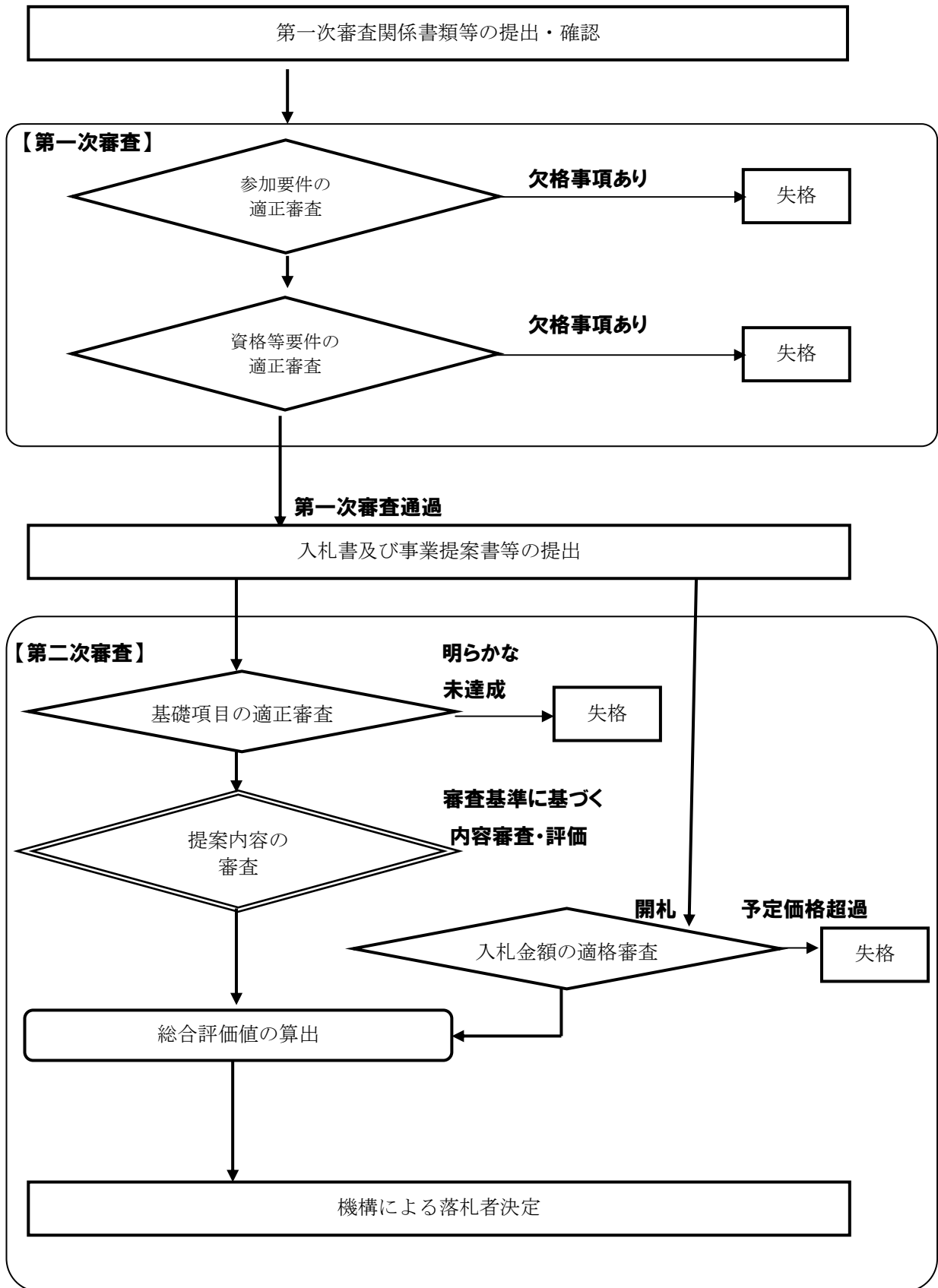
機構が総合評価落札方式を実施するにあたり、とりわけ第二次審査に関しては、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者・有識者等で構成する「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等を対象とした民間資金等の活用による事業に関する入札等に係る審査委員会（平成22年5月1日設置）」（以下「PFI審査委員会」という。）を設置した。PFI審査委員会は、各入札参加者からの事業提案に関する評価案を機構に報告し、機構はこれを受けて、落札者を決定する。

4 審査の視点

2段階による審査を通じて、地下研究施設の整備業務、維持管理業務、研究支援業務における遂行能力、現場の安全性や環境負荷低減への配慮、事業計画や資金調達の確実性、リスク対応策の妥当性、その他事業遂行上の工夫など、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。審査においては、特に以下の点を踏まえて評価を行う。

- 機構の要求する水準を確保した上で、より優れた提案が行われていること。
- 事業の担い手として相応しい体制の構築・運営のもと、各種業務の着実な遂行とともに、変化へ機動的な対応を行い、より大きな成果創出が図られること。
- 事業期間にわたって確実に事業継続が図られること。
- 本事業において、資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

5 審査全体の流れ

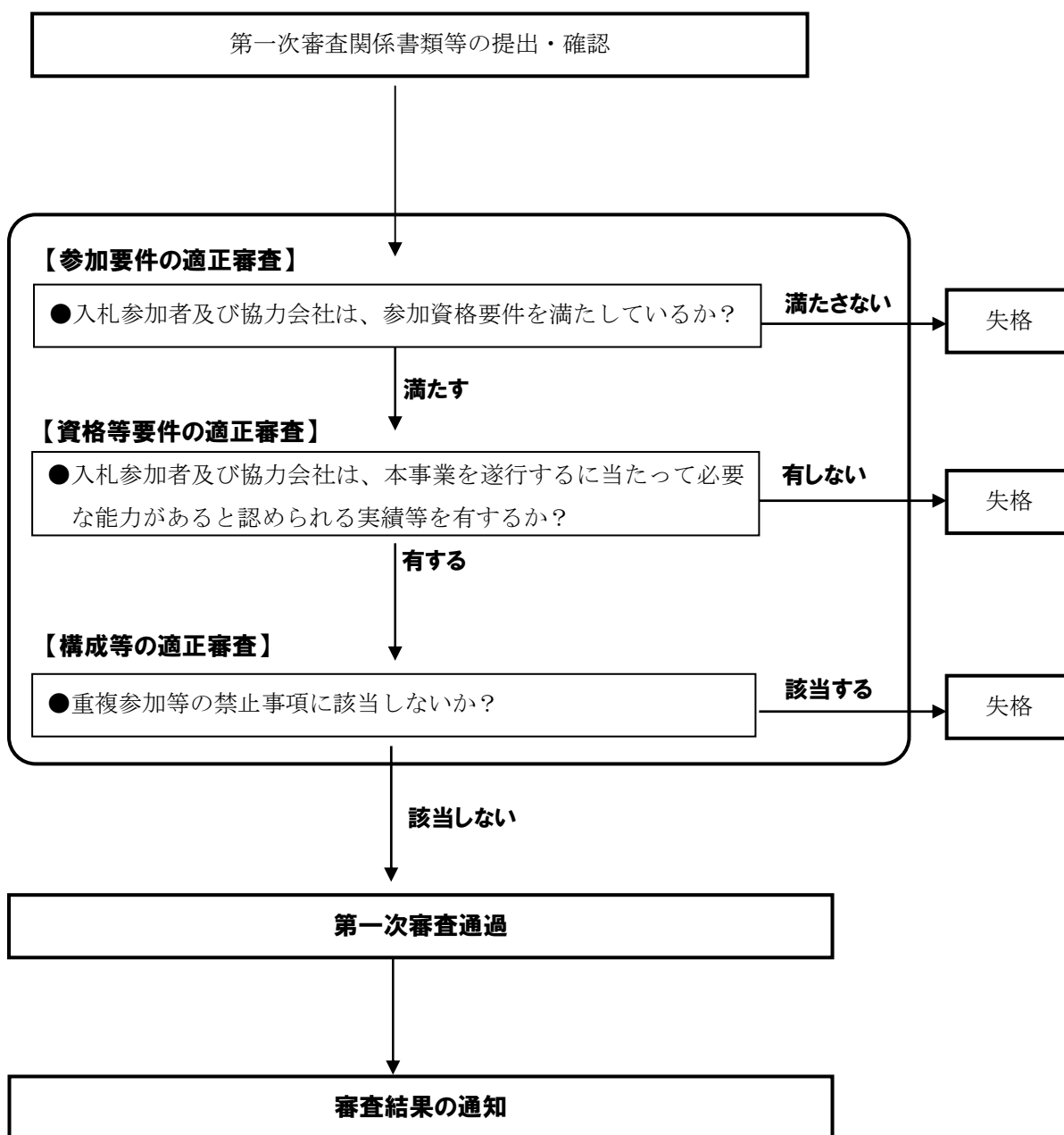


第2 第一次審査

1 第一次審査の流れ

第一次審査書類の不備や、協力会社との役割分担を踏まえたうえで、入札参加者として適正な業務実施体制となっているか等の確認を行った後、資格等要件及び参加要件の審査を行うものとする。また、審査書類の受付終了後に複数応募の禁止等の違反がないかを審査する。

【図 第一次審査の流れ】



2 第一次審査の内容

(1) 参加要件の適正審査

第一次審査書類の不備や、協力会社との役割分担を踏まえたうえで、入札参加者として適正な業務実施体制となっているか等の確認を行う。必要に応じて質疑を行う。

その上で、入札参加希望者（入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社）が入札説明書等に示す参加資格等要件を満たしているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行う。

【参加要件の審査項目】

- 入札参加者及び協力会社の参加要件
 - ・ 入札説明書に記載する競争入札参加者に関する要件 等

(2) 資格等要件の適正審査

入札参加希望者のうち、施設整備、維持管理及び研究支援の各業務に当たる者は、それぞれ入札説明書等に示す資格、実績等を有しているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行う。

【資格等要件の審査項目】

- 施設整備及び維持管理等業務にあたる者の資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する資格、実績の要件 等
- 研究支援業務の実施にあたる者の資格要件
 - ・ 入札説明書に記載する実績の要件 等

(3) 入札参加者の構成等の適正審査

入札参加希望者が、入札参加企業及び入札参加グループの構成員の制限に係る事項に該当しないか等について、提出書類に基づき審査を行う。

【構成等に関する事項の審査項目】

- 入札参加者の構成に関する事項
 - ・ 利益相反及び重複参加に関する事項 等

(4) 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者（入札参加グループの場合は代表企業）に参加資格確認通知書により通知する。なお、当該資格がないと認められた者に対してはその理由を付して通知する。

第3 第二次審査

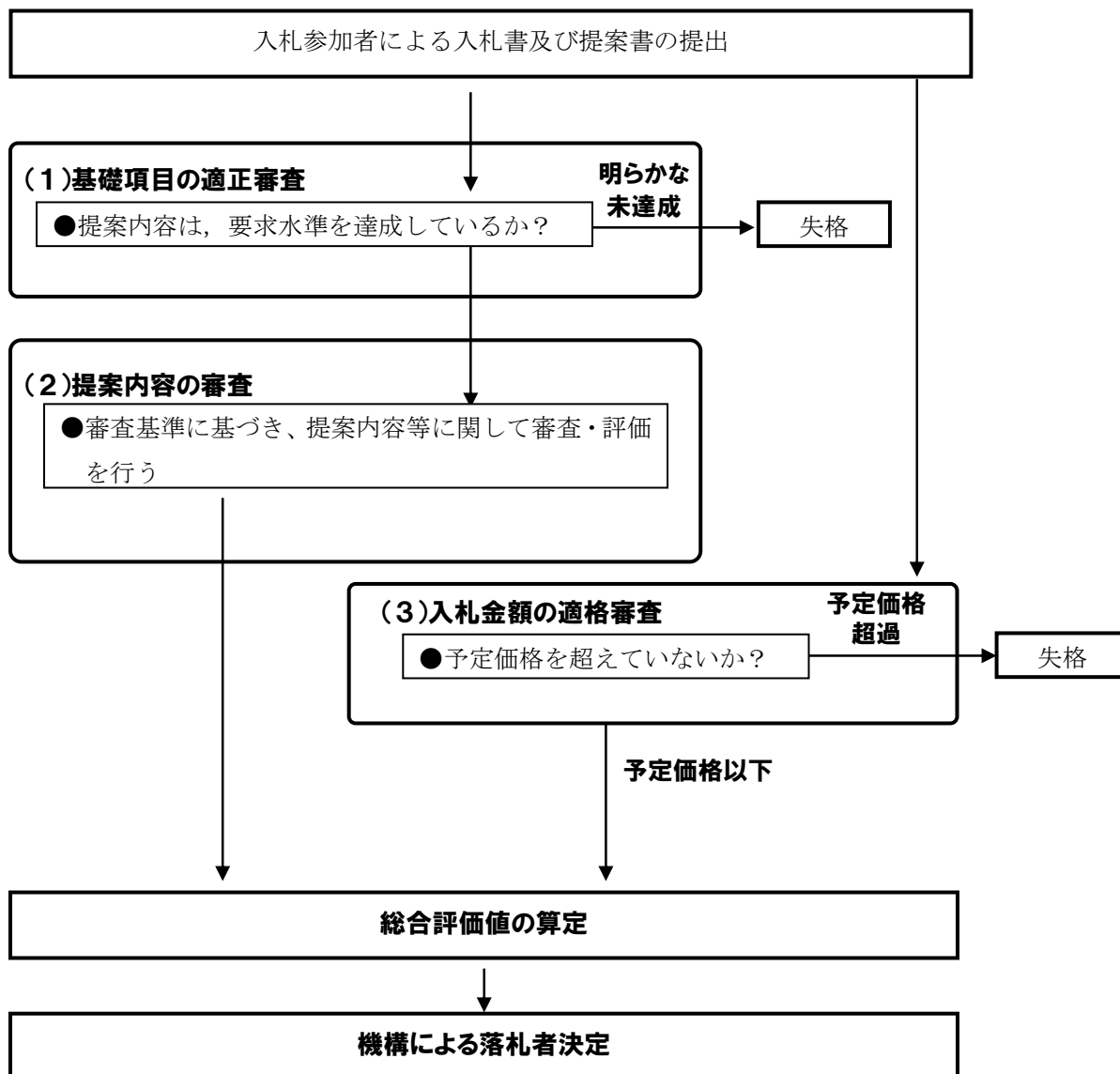
1 第二次審査の流れ

第二次審査では、第一次審査を通過した入札参加者から提出された事業提案書の内容（以下「提案内容」という。）に関する評価及び、入札書に記載された入札価格に基づいて総合的な評価を行う。

提案内容については、PFI 審査委員会において総合的観点による審査基準に基づいて審査点として得点化を行う。また、入札金額については、予定価格超過に関する確認を行う。

この審査点と入札価格を合わせて、「総合評価値」を算出し、最終的に提案評価の順位付けを行う。

【図 第二次審査の流れ】



2 第二次審査の内容

(1) 基礎項目の適正審査

提案内容が、要求水準を満たしているかの審査を行う。審査の結果、事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適正とし、要求水準を明らかに満たしていないと確認される場合には失格とする。

(2) 提案内容の審査

審査基準に基づいて、提案内容の審査を行う。提案内容の審査に当たっては、要求水準以上の優れた提案内容に対して、審査点 (1,000点満点) による加点評価を行うものとする。各項目の配点については、後述する。

① PFI 審査委員会における審査・評価結果案作成

PFI 審査委員会において、後述する審査項目の内容について優れた提案について各委員により審査・評価を行い、評価基準に基づいて各事業提案の審査・評価を行う。

なお、PFI 審査委員会は、入札参加者に対してヒアリング等を実施し、入札参加者の事業提案に関する内容の確認を行う場合がある。

PFI 審査委員会は、各委員の審査・評価を踏まえて審議の上、とりまとめを行い、審査結果案を作成し、機構に提出する。

② 機構による審査結果の決定

機構は、審査結果案をもとに、提案内容に係る評価点を決定する。

(3) 入札金額の適格審査

入札参加者が提示する入札価格が予定価格を超過していないか否かの確認を行う。

入札価格が予定価格を超える場合は、その入札参加者は失格とする。

(4) 定量的評価

入札参加者が提示する入札価格について、次の算式により「価格点」として点数化する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者の提示する入札価格}} \times \frac{1,000}{\text{点}}$$

※ 最も低い入札価格を提示した入札参加者の価格点を 1,000点満点 とする。

※ その他の入札参加者の価格点は、最も低い入札価格からの割合に基づき算出する。

3 提案内容の位置づけ

総合評価落札方式において、事業提案書は入札書類の一部を構成するものであり、そこに記載された提案内容は、契約上の拘束力を有するものである。

提案内容は、機構が要求する要求水準を満たすための対応方策等について具体性をもって記載されることが必要となるが、性能発注である PFI 事業では、提案書の提出時点で、内容の明確化・詳細化が十分に図られていない場合も想定されるため、施設の性能や仕様、施設整備、維持管理、研究支援等の具体的内容は、審査段階や落札者選定後の協議の中で最終的に決定するものであると考える。

そのため、提案内容と合わせて、以下の範囲においても本事業の契約上の拘束力を有することとする。

なお、入札参加者間で公平な競争を阻害する行為があると機構がみなした場合は、失格とする。

(1) 提案内容の明確化・詳細化の扱い

審査過程における内容確認やヒアリング、落札者選定後における機構と落札者との間での協議において、提案内容の明確化・詳細化が図られた場合は、その内容が提案水準となるものとする。

(2) 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、落札者選定後における機構と落札者との間での協議において、審査委員会の意見を提案内容に反映することが妥当である旨が確認された場合には、事業実施等の条件として加味するものとする。

4 提案内容評価に関する基本的考え方

(1) 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、事業提案書の記載内容に基づいて確認を行う。機構は、事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

(2) 審査基準に基づく加点評価

審査基準に基づく加点評価は、要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされているかどうかについて審査を行う。

審査に当たっては、原則として事業提案書の記載内容を中心に審査を行うが、必要に応じてヒアリング（提案内容の一部説明含む）を実施する場合、その内容も考慮し、総合的に判断する。

(3) 審査基準

提案内容評価は以下の審査項目及び配点に基づいて行う。

【表 審査基準(審査項目及び配点)】

No	審査項目	配点
■経営財務に関する項目		100
1	事業方針と適正な事業計画	50
2	地元への貢献	50
■施設整備に関する項目		400
3	西立抗の掘削方法	100
4	工程計画	100
5	安全対策	100
6	突発事象対策	100
■維持管理に関する項目		200
7	坑内環境の確保	50
8	設備機器の維持・補修方法	50
9	安全・環境対策	50
10	来訪者の受け入れ支援	50
■研究支援に関する項目		300
11	研究支援業務に係る理解	50
12	取得データの品質確保	50
13	人工バリア性能試験	100
14	研究支援にかかる安全対策	50
15	研究支援業務遂行計画	50
合計		1,000

(4) 審査のポイント

前記(3)に掲げる各審査項目について、具体的な審査のポイントを例示する。

ア 経営・財務に関する項目

No	審査項目	審査のポイント	配点
■経営財務に関する項目			100
1	事業方針と適正な事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本的考え方と経営管理体制 ・リスク管理に係る具体性 ・財務計画の確実性・安定性 ・統括マネジメントの実効性 	50
2	地元への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への貢献策に係る具体性 ・地元との連携方策の妥当性 	50

イ 施設整備に関する項目

No	審査項目	審査のポイント	配点
■施設整備に関する項目			400
3	西立抗の掘削方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水平坑道の早期開放に向けた具体性 ・工期短縮を実現する工法（掘削・支保）等の有効性・確実性 ・工事仮設備の技術的有効性 ・工程計画の確実性 	100
4	工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・東立抗、換気立抗の工程短縮 ・水平坑道の施工方法（工程短縮） ・情報化施工の高度化 ・工程遅延防止と回復 	100
5	安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・坑内作業安全の高度化 ・墜落・落下防止策の強化 ・可燃性ガスに対する安全対策の強化 	100
6	突発事象対策	<ul style="list-style-type: none"> ・前方探査（予測）の強化 ・湧水抑制対策（確実なグラウト施工とその確認方法）の強化 ・可燃性ガス発生抑制法の強化 	100

ウ 維持管理に関する項目

No	審査項目	審査のポイント	配点
■維持管理に関する項目			200
7	坑内環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・換気計画の安全性、妥当性 ・研究環境の整備（避難所の整備・運用、インフラ整備（電源・水・通信）等） 	50
8	設備機器の維持・補修方法	<ul style="list-style-type: none"> ・故障発生率の低減に対する考え方 ・メンテナンス基準の立案 	50
9	安全・環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応策 ・排水処理の合理化・高度化（現状設備を基本として） ・省エネ、省資源、リサイクル方策 	50

10	来訪者の受け入れ支援	・来訪者の受け入れ増加策（現場の受け入れ体制、業務範囲の説明パネル等） ・イメージアップの具体化	50
----	------------	---	----

エ 研究支援に関する項目

No	審査項目	審査のポイント	配点
■研究支援に関する項目			300
11	研究支援業務に係る理解	・研究支援業務に関する基本的考え方 ・研究支援実施体制 ・本事業範囲外の坑内での調査・研究に関する支援への取り組み	50
12	取得データの品質確保	・品質（保証）に関する基本的考え方 ・データ欠損回避策	50
13	人工バリア性能試験	・試験孔（ピット）の掘削および支保方法採用に係る妥当性 ・水平坑道の埋め戻し方法（プラグ施工含む）の妥当性 ・緩衝材、埋め戻し材の浸潤方法に係る確実性	100
14	研究支援にかかる安全対策	・ボーリング孔削孔時の地下水及び溶存ガスの突出防止と突出時の対策	50
15	研究支援業務遂行計画	・業務内容を踏まえた工程上の配慮	50

(5) 得点の計算方法

審査においては、前記（4）の審査のポイント等を考慮して各入札参加者の提案内容を評価し得点化するが、その際の計算方法については、原則として以下の4つの評価ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与するものとする。

【 表 評価ランクに基づく得点計算方法】

評価ランク		得点
A	具体的に優れた提案がある	当該項目の配点×100%
B	具体的にやや優れた提案がある	当該項目の配点× 60%
C	具体的に提案がある	当該項目の配点× 20%
D	要求水準以上の提案がない	当該項目の配点× 0%

(例)

配点が50点の場合における得点

評価ランク		得点
A	具体的に優れた提案がある	50点×100%=50点
B	具体的にやや優れた提案がある	50点× 60%=30点
C	具体的に提案がある	50点× 20%=10点
D	要求水準以上の提案がない	50点× 0%= 0点

5 総合評価の概要

(1) 総合評価の手順

入札価格及び事業提案の審査結果に基づき、以下の計算式で総合評価値を算定して、入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

総合評価値は、入札参加者が提示する入札価格に基づく定量評価の得点（価格点 1,000 点満点）と事業提案書に記載された内容に対する定性評価の得点（審査点 1,000 点満点）との加算により算出するものとする。

総合評価値（総合点：2,000 点満点）に基づいて入札参加者の順位付けを行い、最終的に機構において総合評価による落札者を決定する。

(2) 総合評価値の計算式

総合評価値の算出は、以下の計算式によって行う。

$\begin{array}{l} \text{総合評価値} = \text{【提案内容評価の得点】} + \text{【入札価格の得点】} \\ \text{(満点 2,000 点)} \qquad \qquad \text{(満点 1,000 点)} \qquad \qquad \text{(満点 1,000 点)} \end{array}$
--